

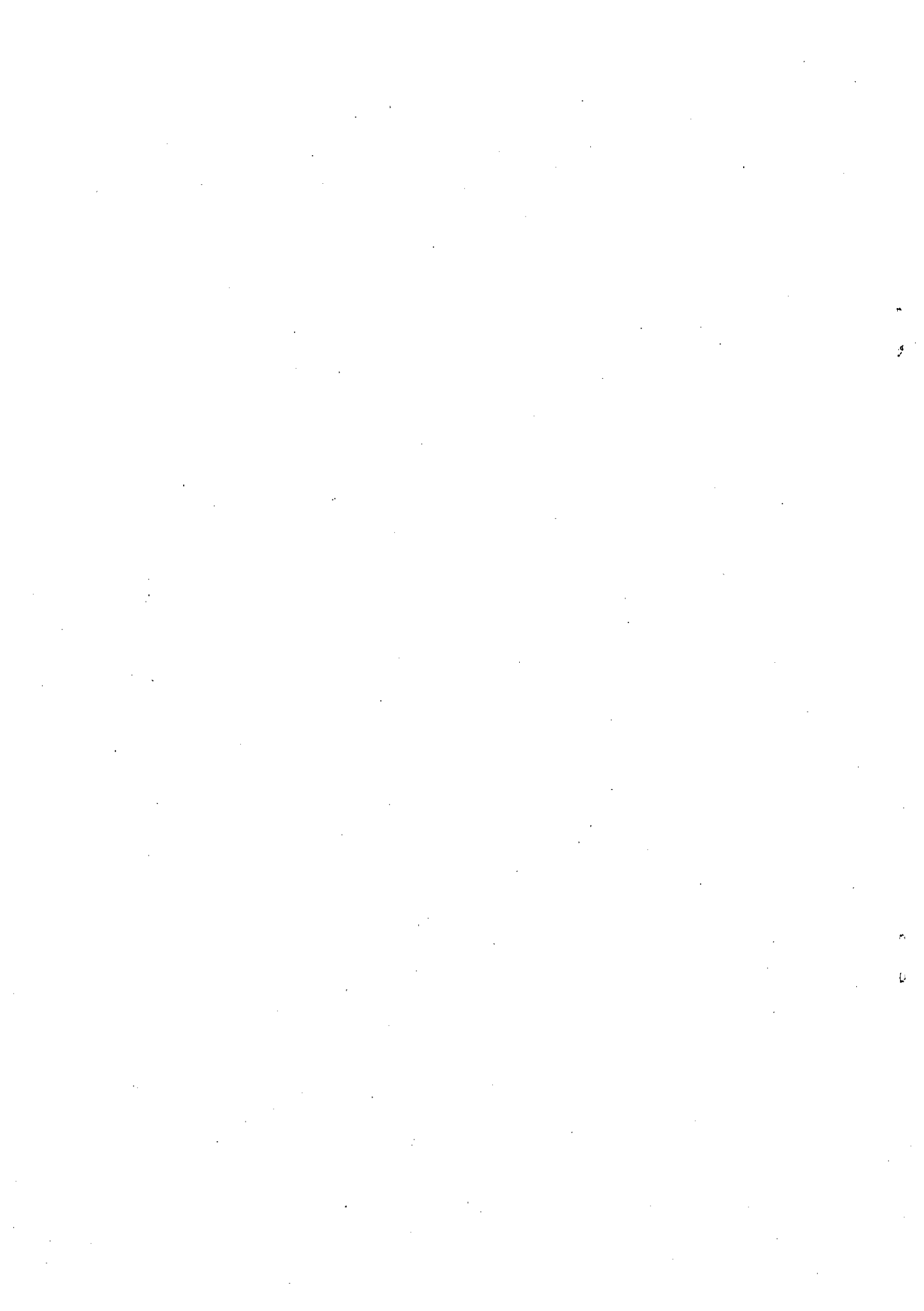
# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年3月6日)

## 【件名】

- 1 平成29年度地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る事業費見込みについて  
(長寿社会課)・・・1
- 2 平成29年度世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に係る関連イベントについて  
(子ども発達支援課)・・・3
- 3 平成29年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の国への要望額等について  
(医療政策課)・・・4
- 4 障害福祉サービス事業者の指定取消処分について  
(西部総合事務所福祉保健局)・・・6

福祉保健部



# 平成29年度地域医療介護総合確保基金(介護分)に係る事業費見込みについて

平成29年3月6日  
長寿社会課

- ▶ 平成26年度に消費税増収分等を活用して創設された標記基金については、医療分に加え、平成27年度から介護分も対象となり、平成29年度分の基金積み増し予定額について、介護人材確保対策協議会のご意見や、市町村や高齢者介護関係団体等に照会した要望等を踏まえ、本県における事業費を2.1億円(平成28年度分2.1億円)と見込み、国へ報告しました。
- ▶ 平成29年度の基金造成額の当初予算案を2.1億円とし、本議会に上程しています。

●平成29年度の国の予算額(全国): 724億円(負担割合は国2/3、地方1/3)

- ・平成28年度当初予算額: 724億円【施設整備 634億円、従事者確保 90億円】
- ・平成27年度補正予算額: 1,561億円【施設整備1,407億円、従事者確保154億円】
- ・平成27年度当初予算額: 724億円【施設整備 634億円、従事者確保 90億円】

●国の基本的な考え方

一億総活躍社会の実現に向けた第三の矢「安心につながる社会保障」(介護離職者ゼロ)を実現するため「必要な介護サービスの確保」について、「在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化」「介護サービスを支える介護人材の確保」を重点的取組とする。

## 1. 平成29年度の国への要望額(基金積み増し予定額)

事業区分	国への要望額	(参考) これまでの配分額		
		H28度当初予算分	H27度補正予算分	H27度当初予算分
1. 介護施設等の整備に関する事業	0.8億円	(要望額どおり) 1.5億円	(要望額どおり) 6.3億円	(要望額1.1億円) 1.1億円
2. 介護従事者の確保に関する事業	1.3億円	(要望額どおり) 0.6億円	(国の提示額) 0.6億円	(要望額1.6億円) 0.9億円
計	2.1億円	2.1億円	6.9億円	(要望額2.7億円) 2.0億円

## 2. 平成29年度基金(介護分)に関するこれまでの取組状況、今後の予定

時期	項目	業務内容	
H28年	9月	市町村、介護施設等への照会	施設整備に係る平成29年度基金事業の要望の照会・とりまとめ(～12月)
	11月	市町村、事業者団体等への照会	介護従事者確保に係る平成29年度基金事業の要望の照会・とりまとめ(～平成29年1月)
		介護人材確保対策協議会	各団体等の課題、取組状況、平成29年度重点取組事業等の意見聴取(11月8日)
		当初予算要求	事業者団体の要望や意見等を踏まえ、当初予算を要求。
	12月	政府予算案の決定	平成29年度予算政府案の閣議決定(12月26日)
H29年	1月	国へ要望額を報告	国から施設整備に係る平成29年度対象事業の提示、要望額の照会(1月10日)、事業費・事業内容の報告(1月20日)
	2月	国へ要望額を報告	国から介護従事者確保に係る平成29年度対象事業の提示、要望額の照会(1月27日)、事業費・事業内容を国へ報告(2月10日)
	3月	常任委員会	国への基金要望額等を報告(3月6日)
国によるヒアリング		国による都道府県ヒアリングの実施(時期未定)	

	介護人材確保対策協議会等	事業費、事業内容、国によるヒアリングの感触等の報告、基金事業の優先順位等の意見聴取
4月	事業実施	当初予算事業の一部実施
時期未定	国から配分額の内示	(平成27年度当初予算分:5月、平成28年度:7月)
	県基金計画の策定、国への交付申請等	(平成27年度:7~8月、平成28年度:9~11月)
	交付金の受入れ、基金の積み増し	(平成27年度:10月、平成28年度12月)

### 3. 主な要望事業の内容

区分	主な事業	基金充当額
1. 介護施設等の整備に関する事業	<p>ア. 地域密着型サービス施設等の整備への助成〔64百万円〕 小規模多機能2か所</p> <p>イ. 介護施設の開設準備経費等への支援〔11百万円〕 小規模多機能2か所</p> <p>※平成29年度に、平成27年度造成基金を活用して実施する事業</p> <p>ア. 地域密着型サービス施設等の整備への助成〔64百万円〕 認知症高齢者グループホーム1か所 小規模多機能1か所</p> <p>イ. 介護施設の開設準備経費等への支援〔11百万円〕 認知症高齢者グループホーム1か所 小規模多機能1か所</p>	75百万円
2. 介護従事者の確保に関する事業	<p>ア. 基本整備〔1百万円〕 介護人材確保対策協議会、事業所に対する認証評価制度の運用</p> <p>イ. 参入促進〔29百万円〕 中高生夏休み介護の仕事体験、イメージ変革プロジェクト(広報)、介護の魅力発信フォーラム開催、就職フェア、事業所説明会、就職支援コーディネーター配置によるマッチング強化、「オールジャパンケアコンテスト」開催支援、「介護職員初任者研修」受講支援等</p> <p>ウ. 資質の向上〔98百万円〕 若手介護従事者向け研修会、介護専門職研修、喀痰吸引等研修、「実務者研修」受講支援による介護福祉士国家資格取得支援、介護支援専門員研修、新卒訪問看護師育成プログラム作成支援、認知症初期集中支援チーム員・認知症サポート医の研修受講派遣、かかりつけ医・歯科医師・薬剤師・看護師の認知症対応力向上研修、地域包括支援センター研修、生活支援コーディネーター養成研修、地域ケア会議実務者研修、対人援助研修、市民後見人養成研修等</p> <p>エ. 労働環境・処遇の改善〔7百万円〕 介護ロボット導入支援、職場環境改善研修、雇用管理セミナー等</p>	135百万円
計		210百万円

## 平成29年度世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に係る関連イベントについて

平成29年3月6日  
子ども発達支援課

毎年、4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」であり、日本においては、毎年4月2日から4月8日を「発達障害啓発週間」と位置付けており、自閉症を始めとした発達障がいへの理解啓発のため、全国各地で様々な取組が行われています。

鳥取県では、これまで、県民に向けたパンフレットの作成・配布や啓発に係る研修会等を開催してきましたが、より広く発達障がいへの理解啓発を図るため、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に合わせて、下記のイベントを実施しますので報告します。

### 記

#### 1 世界自閉症啓発デーに係る関連イベント

(1) 日 時 平成29年4月2日(日) 午後7時から午後9時まで

(2) 場 所 仁風閣(鳥取市東町2丁目121)

(3) 内 容 国の重要文化財である仁風閣をブルーにライトアップする

(4) ブルーにライトアップする理由

ブルーは、癒やしや希望などを表す色とされていることから、自閉症や発達障がいを理解するためのシンボルカラーとして使用されている。

世界的に各地の有名な建造物を青く照らしたり、青色のグッズ等を活用した啓発活動に取り組んでいる。

<日本での主な実施建造物>

・東京タワー、姫路城、神戸ポートタワー、札幌市時計台、別府タワー ほか

#### 2 発達障害啓発週間に係る関連イベント

(1) 日 時 平成29年4月9日(日) 午前10時から午前11時30分まで

(2) 場 所 米子コンベンションセンター多目的ホール(米子市末広町294)

(3) 内 容

- ・「発達障がいのピアニスト」野田あすかさんによるピアノリサイタル
- ・野田恭子さん(野田あすかさんの母親)による講演会

時 間	内 容
9:30~	開場
10:00~10:45	野田恭子さん講演 「あなたは、あなたのままでいい」～発達障がいの娘との30年～
10:45~11:00	休憩
11:00~11:30	野田あすかさんピアノリサイタル 「心の音を奏でる」

#### 【野田あすかさんのプロフィール】

4歳の頃より音楽教室に通い、ピアニストの道を志していたが、人間関係のストレスからたびたびパニックを起こし、大学を中退。その後、宮崎学園短期大学音楽科の長期履修生となり、恩師となる田中幸子先生と出会い、自分の心を音楽で表現することができるようになった。

また、子どもの頃から人とのコミュニケーションがうまくとれず、それがストレスとなり特異な行動をとることが多かった。22歳で「発達障害」と分かるまでは、家族や本人は、「どうして、まわりの人とうまくいかないの?」と悩みつづけてこられた。

たくさんの試練を乗り越えてきたことで、あすかさんの奏でる「やさしいピアノ」は、多くの人の感動を呼んでいる。

# 平成29年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の国への要望額等について

平成29年3月6日  
医療政策課

- ▶ 平成26年度にスタートした消費税増税を財源とする標記基金について、平成29年度分の本県の要望規模、事業概要等を厚生労働省へ報告しました。
- ▶ 報告にあたっては、県内の医療機関等に事業の要望照会を行い、事業者からの要望額に、将来の事業要望に備えた予備枠を加えた額を鳥取県の要望額とし、地域医療対策協議会、医療審議会でご審議いただいた上で、総額25.7億円を国へ要望しています。
- ▶ なお、最終的な基金の規模及び事業内容の決定は、国のヒアリング等を経て、7月頃の国の内示以降となる予定です。

※29年度の国の予算額（全国）：904億円（平成28年度と同額。負担割合は国2/3、地方1/3）

- ・総額（904億円）を都道府県数で割った額・・・904億円÷47都道府県＝約19億円
- ・総額に鳥取県の人口の割合を乗じた額・・・904億円×約60万人/約1.3億人＝約4億円

## 1. 平成29年度の国への要望額

⇒ **25.7億円**（平成28年度・・・要望額：33.6億円 配分額：17.8億円）

**事業者からの要望事業**

15.9億円

+

**追加事業用の予備枠**

9.8億円

※25.7億円のうち、病院内保育所の運営や医療クラークの配置等、年度当初から予算措置が必要な事業について、5.5億円を当初予算に計上。

### ○事業者からの要望事業

- ・県があらかじめ提示した事業メニューの中から事業者が選択した事業と事業者が新規に要望した事業から構成される。

### ○追加事業用の予備枠

- ・地域医療構想の推進に必要な病床の機能分化・連携のための施設設備整備や、ニーズの拡大が見込まれる病院内保育所の整備等に必要な額を、予備枠として要望する。

### 【事業区分別】

事業区分	国への要望額	(参考) 平成28年度	
		国への要望額	配分額
1. 地域医療構想の達成に向けた事業	17.3億円	25.2億円	13.2億円
2. 居宅等における医療の提供に関する事業	1.0億円	0.9億円	0.5億円
3. 医療従事者の確保に関する事業	7.4億円	7.5億円	4.1億円
計	25.7億円	33.6億円	17.8億円

## 2. 平成29年度基金に関するこれまでの取組状況及び今後の予定

時期	項目	業務内容	
28年	11月	当初予算要求 地域医療対策協議会 医療審議会	年度当初から実施が必要なソフト事業等について当初予算を要求 事業者へ提示する事業メニュー（圏域提案事業を含む）など、29年度基金の取扱いを審議。
	12月	事業者への要望照会	12/2～12/26
29年	2月	地域医療対策協議会 医療審議会	国への基金要望額等を審議
	3月	国へ要望額を報告	29年度年度の基金の規模感、事業概要を報告
		常任委員会	国への基金要望額等を報告
	4月	交付決定	当初予算計上事業について交付決定、事業実施。
	7月	国からの内示	※時期未定（H27は7/17、H28は8/10）
9月	補正予算要求	国内示に基づき、当初予算計上事業以外の事業について予算要求。	

### 3. 主な要望事業の内容

単位：億円

区分	主な事業	基金充当額
1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央病院建設工事・設備整備費〔8.2億円〕</li> <li>・急性期医療の設備整備（医療機関）〔1.4億円〕</li> <li>・病床転換等に係る工事（医療機関）〔3.4億円〕</li> <li>・精神科救急外来の整備に伴う設備整備（渡辺病院）〔0.7億円〕</li> <li>・医療介護連携のための多職種連携研修（リハ専門職協議会等）〔0.05億円〕</li> <li>・在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備（医師会）〔0.15億円〕</li> <li>・在宅歯科医療に係る患者と在宅歯科医療機関との調整・相談業務を担う在宅歯科医療連携室の運営（歯科医師会）〔0.2億円〕</li> <li>・在宅医療推進のための看護師養成の支援（鳥取大学医学部附属病院）〔0.25億円〕 など</li> </ul>	17.3
2. 居宅等における医療の提供に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に係る設備整備（医療機関）〔0.8億円〕</li> <li>・在宅歯科診療に係る設備整備（医療機関）〔0.1億円〕</li> <li>・在宅医療の普及啓発のための動画制作・発信（県）〔0.04億円〕 など</li> </ul>	1.0
3. 医療従事者の確保に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援センターの運営（県）〔0.2億円〕</li> <li>・新人看護職員の研修（医療機関）〔0.2億円〕</li> <li>・看護師等養成施設の運営（養成施設）〔0.8億円〕</li> <li>・看護職員実習指導者養成講習会の開催（看護協会）〔0.2億円〕</li> <li>・病院内保育の運営（医療機関）〔1.0億円〕</li> <li>・医療クレーク等の配置（医療機関、訪問看護ステーション）〔0.6億円〕</li> <li>・産科医療従事者の確保のための手当（分娩手当等）の支給（医療機関）〔0.3億円〕</li> <li>・死因究明等の推進体制を確保するための設備整備（鳥取大学医学部）〔0.2億円〕 など</li> </ul>	7.4
計		25.7

## 障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

平成29年 3月 6日  
西部総合事務所福祉保健局

特定非営利活動法人こどもスマイルプロジェクトに対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分を行いましたので報告します。

### 1 対象事業者（法人）・事業所

事業者（法人）	名称(所在地)	特定非営利活動法人こどもスマイルプロジェクト（米子市両三柳3904-1）
	代表者	理事長 安達 聡子（あだち さとこ）
事業所	名称(所在地)	セカンドプレイスにじいろ（米子市両三柳3904-1）
	管理者	安達 聡子（あだち さとこ）
	事業種別	就労継続支援B型（平成27年11月30日指定）

2 指定取消年月日 平成29年 3月31日（指定取消処分の決定日：平成29年2月28日）

### 3 指定取消の理由

(1) 訓練等給付費の不正受給（法第50条第1項第5号に該当）

- ・指定後、利用者にサービス提供し始めた時点以降は常に常勤が欠如しており、本来人員欠如減算をしなければならぬ期間において減算せずに請求し受領した。
- ・既に退職した従業者が在職していることを前提とした内容で福祉専門員配置等加算Ⅰを算定する届出を提出し、その後、要件を満たさないまま加算請求し受領した。

(2) 不正の手段による指定（法第50条第1項第8号に該当）

- ・既に退職した従業者が常勤として勤務するという虚偽内容を記載し、人員基準が満たされた内容で指定申請を行い指定を受けた。

(3) 不正行為（法第50条第1項第10号に該当）

- ・従業者の勤務実態が常勤ではないにもかかわらず、常勤であるとして虚偽内容を記載し、人員基準が満たされた内容で人員配置区分の変更届を提出した。これにより平成28年7月サービス提供分からより高い単位での報酬請求を行った。

#### 〈参考〉不正受給額の返還

当該事業所の利用者の支給決定権者（米子市）が不正に受給した給付費の額（1,044,870円）について、返還を求める。（法第8条第2項の規定により不正に当該事業者が受領した額に加え、加算金40%を支払わせることができる。）